

兵高教組

2022年9月2日

## 調査情報 9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# 仕事量が同じで賃金が7割

## この根本的疑問に当局は答えられず

### 第2回定年引き上げ交渉 速報

8月24日、高教組は、兵高従組、兵庫教組とともに第2回定年引き上げ交渉に臨みました。藤原博文教職員企画課長から、前回7月14日の交渉で、交渉団から問いただした11項目への回答がありました。いずれの回答も、国の制度を上回る説明はなく、交渉団を納得させるものではありませんでした。高教組の赤松弘基書記長や交渉団から、定年前後の高齢層の働きぶりを紹介しつつ、「仕事量が同じで、なぜ賃金が7割なのか？」の疑問が次々と出されました。藤原課長は再回答で、条例で定める7つの項目を説明するとともに、「(国の枠組みがあり)厳しい状況だが、運用で何ができるか検討していきたい」と表明しました。最後に、中村太朗高教組副委員長が、交渉団の疑問に県教委は答え切れていないことを指摘するとともに、今後は定年延長の条例が定まった後も、その運用について秋の確定闘争で引き続き県教委と協議していくことを確認し、交渉を終えました。

#### ◎ 県教委の提案 (条例で決める7項目)

##### 定年引き上げ年齢

- ・2023年度から2年に一度引き上げる。

年度	現行	2023 2024	2025 2026	2027 2028	2029 2030	2031 ～
一般職	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

##### 役職定年制

- ・上限年齢(60歳)に達した管理職を翌年度から非管理職に異動。異動した給料の7割となるが、異動前の給料月額7割は保障される(管理職勤務上限年齢調整額を支給することで)
- ・管理職手当が支給される職員が対象(校長・教頭)
- ・欠員補充が難しい場合など、例外措置として、特例任用を行う。その事由。ただし給料月額は7割。

##### 定年前再任用短時間勤務

- ・60歳以降で退職した教職員は短時間勤務で再任用を可能とする。条件は現行再任用短時間勤務と同じ。任期は定年退職日に当たる日まで。ただし、特別支援学校と少数職種は可能としない。

##### 定年延長後の給与

- ・給料月額は60歳前の7割
- ・給料月額に連動する手当は7割  
教職調整額・地域手当・超過勤務手当  
期末勤勉手当・給料の調整額

- ・7割水準としない手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・寒冷地手当  
宿日直手当・特殊勤務手当

##### 退職手当

- ・定年引き上げに伴い、60歳超の給与が7割水準となる職員に対して、退職手当の基本額の計算方法の特例(ピーク時特例)を適用する。＝退職手当は60歳の時の給与月額がベースで計算される。
- ・60歳に達した日以後退職する教職員の退職手当の支給率は、退職事由を「定年退職」として算定。
- ・勸奨退職制度も60歳までの差については現行通り算出基礎に加算
- ・60歳に達した年度の勤続年数が35年未満の教職員が、定年引き上げによって伸びた年数については、退職日の給料月額に支給率の差を乗じて得た額が加算される。

##### 情報提供・意思確認制度

- ・60歳になる日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職金に関する情報提供をし、勤務の意思を確認する。

##### 暫定再任用制度

- ・定年を迎えても年金支給開始年齢の65歳までは現行の制度と同じ再任用制度が暫定的に措置される。

**現場で困っているあなたを助けたい。高教組へぜひ!**